

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1 | 1号機 | 重油タンク（1・2）ベントフィルタに腐食が認められたため、当該フィルタを点検・修理 | D | |
| 2 | 1号機 | 循環水ポンプ用電動機軸受冷却水ポンプ（A）入口Yストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃 | D | |
| 3 | 2号機 | 制御棒駆動機構交換機用電源扉の操作ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理 | D | |
| 4 | 2号機 | 残留熱除去系B系ミニマムフロー弁に動作不良（開閉表示ランプ両点灯）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 原子炉格納容器除湿冷却系膨張タンク補給水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 6 | 2号機 | ほう酸水注入系爆破弁保管庫内に管理されていない未使用の爆破弁（1個）が発見されたため、対応検討 | C | |
| 7 | 2号機 | 廃棄物処理建屋換気空調系排風機（B）のVベルトに亀裂（5本中1本）が認められたため、当該ベルトを交換 | D | |
| 8 | 2号機 | 原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（主蒸気隔離弁漏えい検査）の記録確認において、検査成績書に誤記（添付資料名）が認められたため、対応検討 | C | |
| 9 | 2号機 | 所内テレメータのループ試験において、中央操作室プロセス計算機値と所内テレメータに誤りが認められたため、対応検討 | D | |
| 10 | 4号機 | 原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気配管空気作動ドレン弁（34）駆動部点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 11 | 4号機 | 電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）再循環弁駆動部点検において、駆動空気減圧弁用小型圧力計に指示不良（指針の固着）が認められたため、当該圧力計を交換 | D | |
| 12 | 4号機 | 主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（B・D）点検において、整流板ライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 13 | 4号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）温度指示計（4台）点検において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を交換 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|---------------------|
| 14 | 4号機 | 給水加熱器ドレンポンプ（C）バレル点検において、ピット内に溜まり水（トリチウム含む）が認められたため、対応検討 | A | 5月9日公表済 PDF257KB |
| 15 | 4号機 | 取水設備スクリーン装置洗浄ポンプ（D）出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理 | D | |
| 16 | 4号機 | 高圧タービン上半ダイヤフラム（7段）浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 17 | 4号機 | 高圧タービン下半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 18 | 4号機 | 高圧タービン上半ダイヤフラム（1段）浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 19 | 4号機 | 低圧タービン（C）上半外部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理（定期事業者検査分） | D | |
| 20 | 4号機 | 低圧タービン（C）上半外部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理（定期検査分） | D | |
| 21 | 4号機 | 低圧タービン（A）下半内部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 22 | 5号機 | 中央操作室換気空調系空調機（A）通常換気入口弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理 | D | |
| 23 | 5号機 | 主蒸気逃し安全弁（K）開閉表示用リミットスイッチのフレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 24 | 5号機 | 廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）循環弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理 | D | |
| 25 | 5号機 | 中央操作室所内電源制御盤（9-8）内ケーブル端子台の端子（2個）ネジ山に潰れが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 26 | 集中環境施設 | 雑固体焼却炉（A）固着灰除去装置移動台車の走行不良が認められたため、当該部を点検・清掃 | D | |
| 27 | その他 | 水処理設備排水処理装置中和ポンプ（A）メカニカルシール部より水のリーク（1滴/5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで